

議案第41号

損害賠償額の決定及び和解について

交通事故による損害賠償額を決定し、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年3月8日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

記

- 1 事故発生年月日
令和3年1月5日
- 2 事故発生場所
南あわじ市山添158番地1付近（国道28号線）
- 3 相手方、損害物件
別紙のとおり
- 4 和解条項
 - (1) 過失割合は甲（南あわじ市）100%、乙（相手方）0%とし、賠償額は別紙のとおりとする。
 - (2) 市及び相手方は、互いに本和解条項に定めるもののほか、本件請求原因事項に関し、なんら債権・債務を有しない。
 - (3) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- 5 事故の原因
公用車を時速約40kmで国道を運転中、前方相手方車両が2台前の車との追突を回避しようと急停車したため、急ブレーキをかけハンドルをきったが、相手方の車両後部に追突した。

別紙

相手方	相手方の損害物件	賠償額
	車両	351,300円

議案第 4 2 号

損害賠償額の決定及び和解について

市営住宅敷地内道路の溝蓋不全による物損事故について損害賠償額を決定し、和解することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 8 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

記

1 事故発生年月日

令和 3 年 1 月 2 4 日

2 事故発生場所

南あわじ市湊 1 0 9 3 番地 2 8

3 相手方、損害物件

別紙のとおり

4 和解条項

(1) 過失割合は甲（南あわじ市）7 0 %、乙（相手方）3 0 %とし、賠償額は別紙のとおりとする。

(2) 市及び相手方は、互いに本和解条項に定めるもののほか、本件請求原因事項に関し、なんら債権・債務を有しない。

(3) 相手方は、その余の請求を放棄する。

5 事故の原因

市営湊団地敷地内道路の溝蓋不全により、車両通行中に溝蓋が外れ相手方の車両を破損させた。

別紙

相手方	相手方の損害物件	賠償額
	車両	179,361円

議案第43号

損害賠償額の決定及び和解について

市道溝蓋落下による物損事故について損害賠償額を決定し、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年3月8日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

記

1 事故発生年月日

令和3年2月16日

2 事故発生場所

南あわじ市八木養宜上919番地先路上（市道八木46号線）

3 相手方、損害物件

別紙のとおり

4 和解条項

(1) 過失割合は甲（南あわじ市）100%、乙（相手方）0%とし、賠償額は別紙のとおりとする。

(2) 市及び相手方は、互いに本和解条項に定めるもののほか、本件請求原因事項に関し、なんら債権・債務を有しない。

(3) 相手方は、その余の請求を放棄する。

5 事故の原因

市道八木46号線の溝蓋不全により、車両を停車しようとしたところ、市道溝蓋が落下し、相手方車両を損傷した。

別紙

相手方	相手方の損害物件	賠償額
	車両	132,000円